

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。

以下のとおり、テキストに誤りがございましたので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。  
ご迷惑をおかけしますことを謹んでお詫び申し上げます。

---

 2025過去問テキスト 訂正情報
 

---

## 令和4年

★本テキストは【2025年合格目標】キックオフ社労士カリキュラムだけに付属するものです。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
15	問4の選択肢①～④	① 2.0 ② 2.3 ③ 2.5 ④ 2.6	① 2.5 (令和8年6月30日までの間は2.3) ② 2.7 (令和8年6月30日までの間は2.5) ③ 2.8 (令和8年6月30日までの間は2.7) ④ 2.9 (令和8年6月30日までの間は2.8)	24/3/14
16	問4の解答A	② 2.3	② 2.7 (令和8年6月30日までの間は2.5)	24/3/14
	問4の解説、上から6行目	業に対する法定雇用率は2.3パーセント	業に対する法定雇用率は2.7 (令和8年6月30日までの間は2.5) パーセント	24/3/14
18	問5の問題文3	3 児童手当法第18条第2項によると、被用者… (以下略)	3 〈法改正により削除〉	25/1/22
20	問5の解答C	C ④ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	C 〈法改正により削除〉	25/1/22
20	問5の解説14～20行目	本問3は、児童手当に要する費用の負担に関する問題で、… (以下略)	本問3 〈法改正により削除〉	25/1/22
26	問7の問題文3の1～3行目	見直されている。令和4年度では、総報酬月額相当額が41万円、老齢厚生年金の基本月額が10万円の場合、	見直されている。令和7年度では、総報酬月額相当額が41万円、老齢厚生年金の基本月額が11万円の場合、	25/2/12
27	問7の選択肢⑨	⑨ 月額2万円	⑨ 月額5千円	24/3/14
28	問7の解答D	D ⑨ 月額2万円	D ⑨ 月額5千円	24/3/14
28～29	問7の解説28頁最終行～29頁2行目	見直されている。令和4年度では、総報酬月額相当額が41万円、老齢厚生年金の基本月額が10万円の場合、支給停止額は月額2万円 ((41万円 + 10万円 - 47万円) ×	見直されている。令和7年度では、総報酬月額相当額が41万円、老齢厚生年金の基本月額が11万円の場合、支給停止額は月額5千円 ((41万円 + 11万円 - 51万円) ×	25/2/12

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
42	肢Cの解説4～5行目	法37条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）に基づく割増賃金の支払いの必要はない。	法37条に基づく割増賃金の支払いの必要はない。なお、設問では深夜時間帯に就業したことを想定していないが、遅刻し就業した場合で、その時間が法定労働時間内であっても深夜に及んだ場合は深夜の割増賃金は必要になる。	25/1/22
72	肢Bの解説	設問のとおりである。 <b>したがって、各種学校に在学している者にあっては、それが職業教育を目的としている者であっても、その者に関しては労災就学援護費は支給しない。</b>	設問のとおりである。	24/11/6
72	肢Cの解説2行目	小学部に在学する者は月額15,000円	小学部に在学する者は月額16,000円	25/6/11
72	肢Cの解説3～5行目	特別支援学校の中学校部に在学する者は月額20,000円（ただし、通信制課程に在学する者にあっては、月額17,000円）とされる。	特別支援学校の中学校部に在学する者は月額21,000円（ただし、通信制課程に在学する者にあっては、月額18,000円）とされる。	25/1/22
84	肢Aの解説3～4行目	業種を問わず、令和4年度においては0.02/1,000とされる。	業種を問わず、令和6年度においては0.02/1,000とされる。	25/1/22
104	肢ウの解説1行目	(則101条の22第3項)、行政手引	(則101条の22、行政手引)	25/2/12
126	肢B	B ○ (法5条3項)	B ○ (法5条3号)	24/3/14
129	肢Dの下から2行目	政令で定めるところにより、 <b>私人</b> に委	政令で定めるところにより、 <b>地方自治法</b> の規定により指定する者に委	24/3/14
129	肢Eの1～2行目	処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は	処分（第54条第3項及び第5項【電子資格確認】の規定による求めに対する処分を含む。）又は	25/2/12
133	肢Eの4～5行目	ただし、当該被保険者が <b>被保険者資格証明書の交付</b> を受けている間は、この限りでない。	ただし、当該被保険者が <b>特別療養費の適用</b> を受けている間は、この限りでない。	25/2/12
139	肢Cの1～3行目	遅滞なく <b>被保険者証</b> を回収して、これを保険者に返納しなければならないが、テレワークの普及等に対応した事務手続きの簡素化を図るため、被保険者は、 <b>被保険者証</b> を事業主を経由	遅滞なく <b>資格確認書</b> を回収して、これを保険者に返納しなければならないが、テレワークの普及等に対応した事務手続きの簡素化を図るため、被保険者は、 <b>資格確認書</b> を事業主を経由	25/1/22
140	肢Cの解説2行目	被保険者（任意継続被保険者を除く）に <b>被保険者証</b> を交付しようとするとき	被保険者（任意継続被保険者を除く）に <b>資格確認書</b> を交付しようとするとき	25/1/22
141	肢Eの1行目	被保険者（任意継続被保険者を除く。）に <b>被保険者証</b> を交付	被保険者（任意継続被保険者を除く。）に <b>資格確認書</b> を交付	25/1/22
172	肢Dの解説	設問のとおりである。年金たる保険給付の受給権者（最後に障害等級1級～3級に該当する程度の障害の状態（以下「障害状態」という）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく3年を経過した障害厚生年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る）を除く）に対しては障害手当金は支給されない。	設問のとおりである。	25/5/14
184	肢Dの解説2～3行目	得た額の100分の61に相当する額未満であるときは、当該受給権者の標準報酬月額に100分の6を乗じて	得た額の100分の64に相当する額未満であるときは、当該受給権者の標準報酬月額に100分の4を乗じて	25/2/12

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
194	肢アの解説1行目	設問のとおりである。偽りその他不正な手段により	設問のとおりである。 <b>なお、偽りその他不正な手段により</b>	25/1/22

## 令和5年

★本テキストは【2025年合格目標】キックオフ社労士カリキュラムだけに付属するものです。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
20	問5の問題文4の3～4行目	なお、この児童は施設入所等児童ではなく、父の所得額は所得制限額未満であり、母の所得は父の所得を下回るものとする。	なお、この児童は施設入所等児童ではないものとする。	25/2/12
23	1～2行目	なお、この児童は施設入所等児童ではなく、父の所得額は所得制限額未満であり、母の所得は父の所得を下回るものとする。	なお、この児童は施設入所等児童ではないものとする。	25/2/12
40	肢エの解説2行目	の始め又は終わりに与える場合、本条に違反する。	の始め又は終わりに与える場合は本条に違反するが、設問は「労働時間の途中」に休憩時間を与えることが前提となっており、途中であれば休憩時間の置かれる位置は問わないということである。	25/8/13
57	肢Cの3～4行目	遅滞なく、 <b>所定の様式の定期健康診断結果報告書</b> を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	遅滞なく、 <b>電子情報処理組織を使用して</b> 、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。	24/7/17
93	問5の問題文1～2行目	就職促進給付に関する次のアからオの記述のうち、正しいものの組合せは後記AからEのうちどれか。	就職促進給付に関する次のアからオの記述のうち、正しいものはどれか。	25/1/22
93	問5の肢エ	エ 職業に就いた者…（以下略）	エ（法改正により削除）	25/1/22
93	問5の問題文末2行	A（アトイ） B（アトウ）…（以下略）	（法改正により削除）	25/1/22
94	問5の解答及び肢エの解説	本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、イとエを正しいとするCが正解となる。 問5 正解C エ ○（法56条の3第1項1号イ、3項1号、行政手引57001） 設問のとおり正しい。…（以下略）	問5 正解イ エ 法改正により削除 (削除前問題文) 職業に就いた者（1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就く等、安定した職業に就いた者を除く。)であって当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上のものに対して支給される就業促進手当の額は、雇用保険法第56条の3にいう基本手当額に10分の3を乗じて得た額である。	25/1/22

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
98	問7の正解及び肢Bの解説	問7 正解A B × (行政手引58015) 一般教育訓練給付金の支給申請は、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められない限り、社会保険労務士によって行うことはできない。	問7 正解なし(改正により問題不成立) B ○ (行政手引58015) 改正前は一般教育訓練給付金の支給申請は、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められない限り、社会保険労務士によって行うことはできない、とされていたが、改正によって「支給申請は、本人自身が安定所に出頭して行うほか、代理人（提出代行を行う社会保険労務士を含む。）、郵送又は電子申請により行うこととしても差し支えない（代理人による申請の場合は委任状を必要とする。）」とされている。	24/11/6
98	問7肢Eの解説2行目	専門実践教育訓練を開始する日の1箇月前までに、	専門実践教育訓練を開始する日の14日前までに、	25/1/22
105	問10の肢E	E 一般的な事業について、雇用保険率が1,000分の15.5であり、二事業率が1,000分の3.5のとき、事業主負担は1,000分の9.5、被保険者負担は1,000分の6となる。	E 一般的な事業について、雇用保険率が1,000分の16.5であり、二事業率が1,000分の3.5のとき、事業主負担は1,000分の10.0、被保険者負担は1,000分の6.5となる。	25/1/22
106	肢Eの解説3～5行目	【一般的な事業】雇用保険率 1000分の15.5 事業主負担 1000分の9.5（失業給付等 1000分の6+二事業1000分の 3.5） 被保険者負担 1000分の6（失業給付等1000 分の6）	【一般的な事業】雇用保険率 1000分の16.5 事業主負担 1000分の10.0（失業等給付等 1000分の6.5+二事業1000分 の3.5） 被保険者負担 1000分の6.5（失業等給付等 1000分の6.5）	25/1/22
118	肢Cの解説2～3行目	は、次の通りである。(育児介護休業法施行規則69条の4)	は、次の通りである。(育児介護休業法施行規則69条の3)	25/1/22
124	肢B	B ○ (船員保険法24法)	B ○ (船員保険法24条)	25/5/14
137	肢Cの4～8行目	療養に係る保険給付に要した費用の額を除く。)の1事業年度当たりの平均額の12分の3(当分の間12分の2)に相当する額と当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額	療養に係る保険給付に要した費用の額及び出産育児交付金の額を除く。)の1事業年度当たりの平均額の12分の3(当分の間12分の2)に相当する額と当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額	25/1/22
138	肢Cの解説2～3行目	前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額	前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要した費用の額	25/1/22
176	肢Aの解説3～4行目	「特定労働者」の総数が常時100人を超えるを超える事業所のことである。	「特定労働者」の総数が常時「50人」を超えるを超える事業所のことである。	25/1/22

## 令和6年

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
206	肢Aの解説2～3行目	「被保険者」については	「配偶者」については	25/6/11

## 労働基準法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
9	問24 (R03-1C) の解説 1 行目	設問のとおりである。「労働者の意思に反して	設問のとおりである。なお、「労働者の意思に反して	25/8/13
31	問89 (R02-5ウ) の解説 2 行目	労働者の同意がない場合は、自己退職の問題は生じない	労働者の同意がない場合は、自己都合退職の問題は生じない	24/11/6
79	問197 (R05-2イ) の解説 2 行目	与えず、労働時間の始め又は終わりに与える場合、本条に違反する。	与えず、労働時間の始め又は終わりに与える場合は本条に違反するが、設問は「労働時間の途中」に休憩時間を与えることが前提となっており、途中であれば休憩時間の置かれる位置は問わないということである。	25/8/13
53	問137 (H30-6C) の解説 1 行目	法24条 1 項、法11条。	法24条 2 項、法11条。	25/2/12
89	問219 (R04-3C) の解説 5 ~ 6 行目	法37条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）に基づく割増賃金の支払いの必要はない。	法37条に基づく割増賃金の支払いの必要はない。なお、設問では深夜時間帯に就業したことを想定していないが、遅刻し就業した場合で、その時間が法定労働時間内であっても深夜に及んだ場合は深夜の割増賃金は必要になる。	25/1/22
91	問225 (H27-6オ) の解説 1 行目	則23条、平11.3.31基発168号。	則23条、令元.7.1基発0701第8号。	25/2/12
103	問259 (H29-7E) の解説 4 行目	の診断書のよう厳格な証明を求めることなく、	の診断書のような厳格な証明を求めることなく、	24/11/6
116	問290 (R01-7B) の問題 2 ~ 3 行目	②書面を交付すること、③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、	②書面を交付すること、③使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録し、	24/7/17

## 労働安全衛生法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
3	問1 (H29-8E) の解説 1 行目	法3条 2 項。設問のとおりである。	法3条 1 項。設問のとおりである。	25/1/8
3	問5 (R03-8A) の解説 1 行目	法2条 2 項。労働者とは、	法2条 2号。労働者とは、	25/1/8
5	問11 (R03-8B) の解説	法5条1項、4項。労働安全衛生法の適用においては、当該事業を代表者のみの事業と、当該代表者のみを当該事業の事業者と、当該事業の仕事に従事する労働者を当該代表者のみが使用する労働者とそれぞれみなす。	法5条1項、4項。ジョイント・ベンチャーの場合、当該事業の仕事に従事する労働者を、当該代表者のみが使用する労働者とみなすが、ジョイント・ベンチャーから工事を請け負う「下請事業者及び当該下請事業者の労働者」に関しては、この規定は適用されない。	24/11/6
17	問20 (R04-9) の解説肢D 1行目	則8条。事業者は、	則18条。事業者は、	25/2/12
22	問23 (H29-9) の問題13 ~ 14行目	なお、労働基準法第36条第1項ただし書きに規定する	なお、労働基準法第36条第6項第1号に規定する	25/2/12
37	問42 (R03-10C) の解説 1 行目	法101条の4。設問のとおりである。	法101条 4 項。設問のとおりである。	25/2/12

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
41	問54 (H28-10B) の解説 4 行目	の業務は、就業制限の規定により。一定の資格を	の業務は、就業制限の規定により、一定の資格を	24/11/6
49	問62 (H27-10†) の解説下から 2 行目	れるので、当該 <b>健康診</b> が時間外に	れるので、当該 <b>健康診断</b> が時間外に	24/11/6
49	問64 (R01-10C) の解説 1 行目	平5.12.1基発663号。設問のとおりである。	平26.7.24基発0724第 2 号。設問のとおりである。	25/2/12
51	問68 (H27-10†) の解説 1 行目	<b>法66条の 3</b> 。健康診断個人票は、	<b>則51条</b> 。健康診断個人票は、	25/1/8
53	問75 (R02-8C) の解説 1 行目	法66条の 8 の 4、則52条の 7。設問のとおりである。	法66条の 8 の 4、則52条の 7 の 4。設問のとおりである。	25/2/12

### 労働者災害補償保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
15	問32 (H28-5†) の解説 3 行目	別表第 1 の 2 に掲げる疾病とする」と規定されている。	別表第 1 の 2 に掲げる疾病とすると規定されている。	24/12/11
19	問37 (H29-5C) の解説 1 行目	法 7 条 3 項。	法 7 条 2 項。	24/12/11
52	問96 (H30-5E) の問題	業務上の傷病により、所定労働時間の一部分についてのみ労働する日の休業補償給付の額は、療養開始後 1 年 6 か月未満の場合には、休業給付基礎日額から <b>当該労働</b> に対して支払われる賃金の額を控除して得た額の 100 分の 60 に相当する額である。	業務上の傷病により、所定労働時間の一部分についてのみ労働する日 <b>若しくは賃金が支払われる休暇</b> （以下「部分算定日」という。）又は複数事業労働者の部分算定日の休業補償給付の額は、療養開始後 1 年 6 か月未満の場合には、休業給付基礎日額から <b>部分算定日</b> に対して支払われる賃金の額を控除して得た額の 100 分の 60 に相当する額である。	25/2/12
53	問96 (H30-5E) の解説	法14条。設問のとおりである。一部労務不能の場合は、休業 1 日につき給付基礎日額から <b>当該労働</b> に対して支払われる賃金の額を控除して得た額の100分の60に相当する額が休業補償給付の額とされる。 {(給付基礎日額) - (労働)に対して支払われる賃金の額} ×100分の60	<b>法 8 条の 2 第 2 項、法14条 1 項。</b> 設問のとおりである。一部労務不能の場合は、休業 1 日につき給付基礎日額から <b>部分算定日</b> に対して支払われる賃金の額を控除して得た額の100分の60に相当する額が休業補償給付の額とされる。 {(給付基礎日額) - (部分算定日)に対して支払われる賃金の額} ×100分の60	25/2/12
67	問132 (R03-6) の解説肢 A (③)	③ ②に該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹	③ ②に該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹	25/2/12
87	問173 (R04-2B) の解説	則33条、昭45.10.27基発774号。設問のとおりである。 <b>したがって、各種学校に在学している者にあっては、それが職業教育を目的としている者であっても、その者に関する限りは労災就学援護費は支給しない。</b>	則33条、昭45.10.27基発774号。設問のとおりである。	24/11/6
87	問174 (R04-2C) の解説	小学部に在学する者は月額15,000円	小学部に在学する者は月額16,000円	25/6/11
92	問187 (H29-3) の問題肢 A の 3 行目	都道府県労働局長に「 <b>健康管理手帳交付申請書</b> 」を提出する	都道府県労働局長に「 <b>アフターケア手帳交付申請書</b> 」を提出する	25/1/8
93	問187 (H29-3) の解説肢 A 4 ~ 5 行目	初めて手帳の交付を受けようとする者は、「 <b>健康管理手帳交付申請書</b> 」を、	初めて手帳の交付を受けようとする者は、「 <b>アフターケア手帳交付申請書</b> 」を、	25/1/8

## 雇用保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
5	問9 (R02-1D) の解説 1 行目	行政手引20501。	行政手引20551。	25/2/12
9	問24 (H27-1E) の解説	法4条1項、行政手引20351。「生命保険会社の外務員、損害保険会社の外務員、証券会社の外務員、金融会社、商社等の外務員等については、その職務の内容、サービスの様態、給与の算出方法等の実態により判断して雇用関係が明確である場合は、被保険者となる」とされているため、設問の者は原則として被保険者になる。	法4条1項、行政手引20351。生命保険会社の外務員、損害保険会社の外務員、証券会社の外務員、金融会社、商社等の外務員等については、その職務の内容、サービスの様態、給与の算出方法等の実態により判断して「雇用関係が明確である場合は、被保険者となる」とされている。設問では「雇用関係が明確でないもの」と決めつけてしまっている点が誤り。	25/1/8
25	問60 (R01-3D) の解説 1 行目	行政手引51351。	行政手引51401。	25/2/12
34	問90 (H29-2D改) の問題 1行目	公共職業安定所長は、勾留が不当でなかつたことが裁判上	公共職業安定所長は、刑の執行が不当であつたことが裁判上	25/7/9
35	問90 (H29-2D改) の解説 1行目	設問の場合、出題当時は「受給期間の延長は認められない」とされていたが、その後の業務取扱要領により、受給期間の延長が認められない例として従来の記載であった「逮捕、勾留及び刑の執行」から「逮捕、勾留及び」が削除された。そのため、設問は誤りとなる。	行政手引50271。「刑の執行」は、受給期間の延長が認められる理由には該当しないが、刑の執行が不当であったことが裁判上明らかとなつた場合は除くとされている。よって、刑の執行が不当であったことが裁判上明らかとなつた場合には、受給期間の延長が認められる。	25/7/9
40	問95 (H30-4) の問題肢ウ	ウ 売春防止法第26条第1項の規定により保護観察に付された者であって、その者の職業のあせんに関し保護観察所長から公共職業安定所長に連絡のあったものは、就職が困難な者にあたる。	(改正により削除)	24/12/11
41	問95 (H30-4) の解説肢ウ	ウ ○ 則32条4号。設問のとおりである。設問の場合のほか、社会的事情により就職が著しく阻害されている者も就職が困難な者に該当する。	(改正により削除)	24/12/11
67	問170 (R05-7B) の正誤と解説	× 行政手引58015。一般教育訓練給付金の支給申請は、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められない限り、社会保険労務士によって行うことはできない。	○ 行政手引58015。改正前は一般教育訓練給付金の支給申請は、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められない限り、社会保険労務士によって行うことはできない、とされていたが、改正によって「支給申請は、本人自身が安定所に出頭して行うほか、代理人（提出代行を行う社会保険労務士を含む。）、郵送又は電子申請により行うこととしても差し支えない（代理人による申請の場合は委任状を必要とする。）」とされている。	24/11/6
68	問177 (H28-6D改) の問題 8行目	その定める額。) である。	その定める額。) である。なお、雇用保険法施行規則第101条の2の7第6号の規定は考慮しないものとする。	24/12/11

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
69	問176 (H27-41) の解説 2～4行目	(当該教育訓練を開始した日における年齢が45歳未満で教育訓練給付金を受けたことがないもののうち一般被保険者でなくなった日から原則として4年を超えないもの)	(当該教育訓練を開始した日における年齢が45歳未満であるものに限る)	25/6/11
69	問177 (H28-6D改) の解説 1行目	法60条の2第4項、則101条の2の7第3号。	法60条の2第4項、則101条の2の7第5号	24/12/11
75	問197 (H27-5B) の解説1行目	則101条の5第1項、則101条の7第2項。	則101条の7第1項。	25/2/12
80	問204 (H29-6改) の問題肢C 2～3行目	産前休業をした場合、厚生労働省令で定める特別の事情がなければ育児休業給付金を受給することができなくなる。	産前休業をした場合であっても、一定の要件を満たす限り、当該産前休業及び労働基準法第65条第2項の規定による産後休業の終了後においては、育児休業給付金を受給することができる。	25/2/12
81	問204 (H29-6改) の解説肢C	則101条の22、行政手引59503。設問のとおりである。育児休業は、他の子に係る産前休業をしたときは終了するものとされている。	法61条の7第1項、2項。設問のとおりである。改正前は、育児休業は他の子に係る産前休業をしたときは終了するものとされていたが、令和4年10月1日より、育児休業の分割取得が可能になり、原則として2回の育児休業まで育児休業給付金が支給されることになった。よって、産前産後休業の終了後であれば、一定の要件を満たす限り、育児休業給付金を受給することができる。	25/2/12
83	問205 (R03-7改) の解説肢C 1行目	法61条の7第6項。	法61条の7第6項、7項。	25/2/12
83	問205 (R03-7改) の解説肢D	行政手引59503、法61条の4第6項、則101条の11の3。男性が配偶者の出産予定日から育児休業を取得する場合、配偶者の「出産日以後」から対象育児休業となる。	行政手引59503-2。男性が育児休業を取得する場合は、配偶者の出産予定日又は育児休業の申出に係る子の出生日のいずれか早い日から対象育児休業とすることができる。	25/2/12
85	問206 (R04-6改) の解説肢ウ 1行目	則101条の22第3項、行政手引59503-2ほか。	則101条の22、行政手引59503-2ほか。	25/2/12
100	問244 (R01-7E) の問題3行目	及び雇用保険事業の事務の執行に	及び雇用保険事業（出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に係る事業を除く。）の事務の執行に	24/12/11

## 労働保険徴収法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
7	問13 (H27-災8E) の解説 1行目	設問の通り正しい。労災保険の適用事業又は	設問の通り正しい。なお、労災保険の適用事業又は	24/12/11
34	問91 (R02-雇8E) の問題 5行目	1年内の期間を定めて雇用保険率を	1年内の期間を定めて失業等給付費等充当徴収保険率を	25/8/13

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
35	問91 (R02-雇8E) の解説	法12条5項ほか。厚生労働大臣は、毎会計年度において、「徴収保険料額並びに雇用保険法の規定による所定の国庫の負担額の合計額と失業等給付の額並びに失業等給付額等との差額」を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金に加減した額から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額が、当該会計年度における失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額の2倍に相当する額を超える、又は当該失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、1年内の期間を定めて雇用保険率を一定の範囲内において変更することができる。	法12条5項。労働政策審議会の同意を得てではなく、「意見を聴いて」である。	25/8/13

### 労働一般常識

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
13	問24 (H27-1E) の解説5行目	③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、	③ 使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録し、	25/2/12
29	問59 (R05-4C) の解説3行目	次の通りである。(育児介護休業法施行規則69条の4)	次の通りである。(育児介護休業法施行規則69条の3)	25/1/22

### 健康保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
53	問136 (R01-3B) の解説1~2行目	年4回以上支給されない通勤費（6ヶ月ごとに支給される定期券等）は報酬の範囲に含まれるものと解される。	6か月ごとに支給される通勤手当は、支払上の便宜によるもので、その実態は毎月の通勤に対し支給されるものであり、3か月を超える期間ごとに支給されるものであっても、報酬の範囲に含まれる。	25/6/11
67	問169 (H30-2D) の解説2行目	1,390,000円	1,415,000円以上	25/3/12
107	問267 (H29-7A) の解説1行目	保険者が厚生労働大臣から指定を受けた	被保険者が厚生労働大臣から指定を受けた	25/3/12
149	問377 (R03-3E) の解説1行目	法55条3項。設問のとおりである。	法55条4項。設問のとおりである。	25/4/9
167	問425 (H28-5C改) の解説2~3行目	高額療養費を受ける権利の消滅時効の起算日は、高額療養費の消滅時効の起算日は、	高額療養費の消滅時効の起算日は、	25/3/12

## 国民年金法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
91	問239 (R03-9A) の解説	法32条ほか。設問のとおりである。期間を定めて支給を停止されている障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金は、従前の障害基礎年金の支給を停止すべきであった期間、その支給は停止され、その間、その者に従前の障害を併合しない障害の程度による障害基礎年金が支給される。	法31条。設問のとおりである。	25/4/9
110	問286 (R04-10B) の問題 1行目	被保険料納付済期間と保険料免除期間	保険料納付済期間と保険料免除期間	25/5/14
151	問402 (R03-41) の解説 2 行目	法127条3項掲げる事由	法127条3項に掲げる事由	25/6/11

## 厚生年金保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
7	問14 (R01-4A) の解説 1 行目	個人経営の法定16業種「以外」の	個人経営の法定17業種「以外」の	25/4/9
7	問17 (R01-4C) の解説 1 行目	個人経営の法定16業種	個人経営の法定17業種	25/6/11
31	問83 (R02-1A) の解説 1 行目	法93条3項	法98条3項	25/6/11
43	問112 (R01-8B) の解説 5 行目	7月10に支払った給与は	7月10日に支払った給与は	25/5/14
72	問186 (H29-10D改) の問 題 1行目	平成31年4月において、総報酬月額相 当額が	総報酬月額相当額が	25/5/14
89	問232 (H30-47) の解説 2 行目	標準報酬月額の「6%」	標準報酬月額の「4%」	25/4/9
97	問248 (H30-5E) の解説 4 行目	者に対して「従前の障害厚生年金」が 支給される。	者に対して「従前の障害厚生年金が支 給される。」	25/8/13
105	問271 (R02-4C) の解説	65歳に達した日において、障害等級3 級に該当する程度の障害の状態に該当 しなくなった日から起算して障害等級 に該当する程度の障害の状態に該当す ることなく3年を経過していない場合 は、障害基礎年金及び障害厚生年金の 受給権は消滅しない。よってその者が 65歳に達した日以後に再び障害の程 度が増進して障害等級2級に該当する程 度の障害の状態になった場合は、障害 等級2級の障害基礎年金及び障害厚生 年金は支給される。	設問の場合、障害基礎年金については 支給停止が解除され、障害厚生年金に ついては、障害等級3級から2級に改 定されることになり、障害等級2級の 障害基礎年金及び障害厚生年金が支給 される。	25/6/11

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
109	問280 (R04-3D) の解説	法56条ほか。設問のとおりである。 <b>年金たる保険給付の受給権者</b> （最後に障害等級1級～3級に該当する程度の障害の状態（以下「障害状態」という）に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく3年を経過した障害厚生年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る）を除く）に対しては障害手当金は支給されない。	法56条ほか。設問のとおりである。	25/5/14

### 社会保険一般常識

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
23	問63 (H27-6B改) の解説	国民健康保険法施行令29条の7 第2項 <b>10号</b> 。国民健康保険法施行令において、市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうちの基礎賦課額は、「 <b>65</b> 万円」を超えることはできない。	国民健康保険法施行令29条の7 第2項 <b>9号</b> 。国民健康保険法施行令において、市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうちの基礎賦課額は、「 <b>66</b> 万円」を超えることはできない。	25/8/13
59	問162 (R03-8A) の解説 1 行目	介護保険法 <b>29</b> 条4項。市町村は、	介護保険法 <b>129</b> 条4項。市町村は、	25/5/14
105	問題2 (H28-選改) の選択肢⑤及び⑬	⑤ <b>18</b> 歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童であった者 ⑬ 中学校修了前の児童であった者	⑤ <b>15</b> 歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童であった者 ⑬ 児童であった者	25/5/14
106	問題2 (H28-選改) の解答	C ⑬ 中学校修了前の児童であった者 C	C ⑬ 児童であった者	25/5/14

## 2025基礎講義 訂正情報

### 労働安全衛生法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
118	「4 通知対象物（法57条の2）」の(4)	人体に及ぼす作用	人体に及ぼす作用	24/4/17

### 労働保険徴収法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
265	「増加概算保険料」の表	概四保険料の額の差 増加後の概算保険料の額と既に納	概算保険料の額の差 増加後の概算保険料の額と既に納	24/5/15

## 2025総合講義 訂正情報

### 労働基準法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
93	〔7〕の本文1～2行目	中止命令をするための要件は、①労働者の返還命令に使用者が応じないこと、	中止命令をするための要件は、①労働者の返還請求に使用者が応じないこと、	25/2/12
235	「行政通達 □7.」の3～4行目	時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる賃金に該当しないと考えられる	時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる賃金から除かれる賃金に該当ないと考えられる	25/2/12
365	「〔2〕厚生労働省令で定める方法」の(3)	磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、	使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録し、	24/7/2

### 労働者災害補償保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
129	開み枠内⑥の3行目及び6行目	死亡の当時55歳以上であったとき	死亡の当時60歳以上であったとき	25/2/12

### 労働安全衛生法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
172	「〔2〕登録（法84条1項）」の(1)の①	① 成年被後見人又は被保佐人	① 心身の故障により労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの	24/9/4

### 雇用保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
166	1行目の見出し	4 ■併給調整	3 ■併給調整	25/8/13
168	1行目の見出し	5 ■就職拒否による	4 ■就職拒否による	25/8/13
169	1行目の見出し	6 ■日雇労働求職者	5 ■日雇労働求職者	25/8/13

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
170	1行目の見出し	7 ■日雇労働被保険者	6 ■日雇労働被保険者	25/8/13
201	〔4〕囲み枠下の1つ目の※書き	※教育訓練給付金の支給申請は、疾病又は負傷、 <b>1箇月を超える長期の海外出張</b> その他やむを得ない理由があると認められる場合を除き、 <u>代理人又は郵送によって行うことはできない。</u> (行政手引58015) (R5)	(改正により削除)	24/11/6
245	※書きの2行目	の手続きで申請書を	の手続きにおいては、 <b>手書き</b> で申請書を	24/12/11
260	見出し〔1〕	〔1〕譲渡等の禁止(法11条、法61条の6第2項)	〔1〕譲渡等の禁止(法11条、法61条の6第5項)	24/10/2
260	見出し〔2〕	〔2〕公課の禁止(法12条、法61条の6第2項)	〔2〕公課の禁止(法12条、法61条の6第5項)	24/10/2
261	見出し〔1〕	〔1〕未支給の失業等給付等(法10条の3、法61条の6第2項)	〔1〕未支給の失業等給付等(法10条の3、法61条の6第5項)	24/10/2
262	見出し3 ■	3 ■不正利得の返還命令等(法10条の4、法61条の6第2項)	3 ■不正利得の返還命令等(法10条の4、法61条の6第5項)	24/10/2
272	〔2〕囲み枠内6行目	当該規定に基づいて支給される助成金には、 <b>労働移動支援助成金</b> がある。	当該規定に基づいて支給される助成金には、 <b>早期再就職支援等助成金</b> がある。	25/1/22
273	〔6〕囲み枠内6行目	両立支援等助成金、及び <b>中途採用等支援助成金</b> 等がある。	両立支援等助成金、及び <b>早期再就職支援等助成金</b> 等がある。	25/1/22
283	〔3〕囲み枠内3行目	及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を	及び雇用保険事業 <b>(出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に係る事業を除く)</b> の事務の執行に要する経費を	25/8/13
284	囲み枠内②	② ①の保険料のうち、一般保険料徴収額から <b>その額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付及び就職支援法事業に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業(第63条「就職支援法事業以外の能力開発事業」に規定するものに限る)に要する費用に充てるものとする。</b>	② ①の保険料のうち、一般保険料徴収額から <b>当該一般保険料徴収額に育児休業給付率を乗じて得た額及び当該一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額の合計額を減じた額並びに印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付及び就職支援法事業に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に<b>育児休業給付率を乗じて得た額は、育児休業給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業(第63条「就職支援法事業以外の能力開発事業」に規定するものに限る。)に要する費用に充てるものとする。</b></b>	25/2/12

## 労働一般常識

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																
99	表「⑤フレックスタイム制」の右1つ目・2つ目の「×」に「※」を追加	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">⑤フレックスタイム制</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">×</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">×</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">×</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; font-size: small; padding: 2px;">※</td> </tr> </table>	⑤フレックスタイム制	×	×	×	※				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">⑤フレックスタイム制</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">×*</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">×*</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">×</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; font-size: small; padding: 2px;">※</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">〔※〕を追加</p>	⑤フレックスタイム制	×*	×*	×	※				25/2/12
⑤フレックスタイム制	×	×	×																	
※																				
⑤フレックスタイム制	×*	×*	×																	
※																				

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
99	表下「△…みなし労働時間が～」と「重要ポイント」の間に「※書き」を追加	(※書きなし) △…みなし労働時間が法定労働時間以下であるときは  36 協定に係る協定代替決議についても労働時間等設定改善委員会による届出は省略することはできない！	※フレックスタイム制に係る労使協定は、清算期間が1箇月を超えるときのみ、行政官庁（所轄労働基準監督署長）への届出が必要である。なお、労使協定が使用者と過半数労働組合との間で締結されたものであれば、それは「労働協約」を兼ねることとなるので、有効期間の定めは不要となる。	25/2/12
258	下から2行目	とする職業安定法5条の5の例外規定である。	とする職業安定法5条の6の例外規定である。	25/4/9
305	下から2行目	2分の1（当分の間、その100分の10）に	2分の1（当分の間、その100分の55）に	25/8/13

### 健康保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
271	「行政通達」2. ④の1行目	④ 同一月・同一医療機関等※・個人	④ 同一月・同一医療機関等・個人	25/4/9

### 国民年金法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
31	「記憶のフック」9～10行目	第2号保険者又は	第2号被保険者又は	25/4/9
42	表「第1号被保険者」の「資格喪失の時期」9行目	厚生労働省令で定める者となった日	厚生労働省令で定める者となった日の翌日	25/4/9
94	ひとつ目の語句解説2～3行目	月々の保険料が50円安くなり（年間で600円安くなり）、これを	月々の保険料が安くなり、これを	25/2/12
204	頁下の「*」1～2行目	①両眼の視力の和が0.04以下となった場合、	①両眼の視力がそれぞれ0.03以下の場合、	25/5/14

### 社会保険一般常識

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
58	「1. 国民健康保険税」の※書き3～4行目	①医療分（基礎賦課額）65万円 ②後期高齢者支援金分24万円	①医療分（基礎賦課額）66万円 ②後期高齢者支援金分26万円	25/8/13
134	「1. 第1号被保険者の保険料率等」の本文2～4行目	条例で3年に1度設定している。また、第1号被保険者の保険料は、所得状況に応じて原則9段階となっているが、市町村の判断により細かい段階に分割することができる。	条例で3年に1度設定している。	25/5/14
184	「記憶のフック」全文	確定拠出年金法と確定給付企業年金法を合わせて、（以下略）	〈削除〉	25/5/14
221	表「医療保険の沿革」の昭和47年	老人福祉法制定（老人医療の無料化）	老人福祉法改正（老人医療の無料化）	25/5/14

## 労働安全衛生法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
41	問82の正誤	○	×	24/10/2
42	問88の問題文1～2行目	受けた日前1年間を平均して1日当たり2回以上	受けた日前1年間を平均して1月当たり2回以上	24/11/6

## 雇用保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
50	問120の問題文4～5行目	された者を除く。) の給付制限は2か月となる。	された者を除く。) の給付制限は1か月となる。	24/11/6
53	問127の解説1～2行目	徒歩の場合、片道2キロメートル未満であるものは通所手当は支給されない。	徒歩通学の場合や自宅からの距離が2km未満の場合は通所手当は支給されない。	24/12/11
61	問145の解説2行目	日雇特例被保険者が失業した場合	日雇労働被保険者が失業した場合	25/3/12
80	問180の問題文3～4行目	当該賃金の額に100分の15を乗じて得た額	当該賃金の額に100分の10を乗じて得た額	24/11/6

## 労働一般常識

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
41	問79の正誤及び解説4～5行目	× その事業における女性の職業生活における活躍に関する所定の情報を定期的に公表しなければならない。	○ その事業における女性の職業生活における活躍に関する同条第1項第1号及び第2号に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。また、常時雇用する労働者の数が100人を超え300人以下の場合は、同条第1項第1号及び第2号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない、とされている。	25/1/8

## 健康保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
30	問68の問題文1行目	60日間の期間を定めて雇用される者が、	60日間の期間を定めて雇用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないものが、	25/3/12
43	問91の正誤	○	×	25/3/12
53	問111の正誤	○	×	25/3/12
53	問114の正誤	○	×	25/3/12

## 国民年金法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
30	問67の問題	厚生年金保険の実施者たる政府及び実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。	厚生年金保険の実施者たる政府は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。	25/4/9

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
31	問67の正誤と解説	○ 法94条の2、法94条の3。基礎年金拠出金は厚生年金保険の保険料から拠出される。第2号及び第3号被保険者は、国民年金の保険料を個別に負担することはない（法94条の6）。	✗ 法94条の2第1項。厚生年金保険の実施者たる政府は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を「負担」する。なお、実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を「納付」する（法94条の2第2項）。	25/4/9
66	問158の問題文1行目	69歳の夫（昭和33年4月2日）	69歳の夫（昭和29年4月2日）	25/7/9
115	問266の正誤	○	✗	25/3/12

## 2025過去問マスター答練 訂正情報

### 令和3年

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
190	肢エの解説	法127条3項掲げる事由	法127条3項に掲げる事由	25/6/11

### 令和4年

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
172	肢Dの解説	設問のとおりである。年金たる保険給付の受給権者（最後に障害等級1級～3級に該当する程度の障害の状態（以下「障害状態」という）に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく3年を経過した障害厚生年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る）を除く）に対しては障害手当金は支給されない。	設問のとおりである。	25/5/14

### 令和5年

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
40	肢エの解説2行目	の始め又は終わりに与える場合、本条に違反する。	の始め又は終わりに与える場合は本条に違反するが、設問は「労働時間の途中」に休憩時間を与えることが前提となつており、途中であれば休憩時間の置かれる位置は間わないということである。	25/8/13

## 2025実力確認答練 訂正情報

### 第1回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
解説冊子 16	肢Cの解説2～3行目	8月11日の30日後（9月9日）に解雇の効力が発生する。	8月11日の30日経過後（9月10日）に解雇の効力が発生する。	25/7/9

### 第5回

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 2	選択肢③	③ 490円	③ 510円	25/7/9
解説冊子 121	選択肢③	③ 490円	③ 510円	25/7/9
解説冊子 122	解答B	B ③ 490円	B ③ 510円	25/7/9
解説冊子 122	解説文9～13行目	額（1食490円。ただし、所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。「食事療養標準負担額」という。）を控除した額とする。 なお、食事療養標準負担額は、令和6年6月1日から460円→490円に変更となっている。	額（1食510円。ただし、所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。「食事療養標準負担額」という。）を控除した額とする。 なお、食事療養標準負担額は、令和7年4月1日から490円→510円に変更となっている。	25/7/9

## 2025白書対策講座 訂正情報

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
15	図「令和7年度の年金額の改定について」中の3箇所	名目賃金変動率  みとなつており、物価変動率が名目賃金変動率を上回る場合から、名目賃金変動率を用いて改定する。 △ス改定となる。	名目手取り賃金変動率  みとなつており、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上する視点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定する。 △ス改定となる。	25/7/9

## 2025選択式集中特訓講座 訂正情報

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
293	問題18の表「確定拠出年金法」の下	確定拠出年金法  第1号加入者 第4号被保険者（自営業者等・国民年金任意加入被保険者）	確定拠出年金法  第1号加入者 第4号加入者（自営業者等・国民年金任意加入被保険者）	25/8/13

2025模擬試験 訂正情報

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
問題冊子 48	厚年法〔問2〕肢B	B 適用事業所に使用される学校教育法に規定する学生は、その者の1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3以上である場合は、厚生年金保険の被保険者となる。	B 適用事業所に使用される学校教育法に規定する学生は、その者の1週間の所定労働時間 <b>及び1月間の所定労働日数</b> が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間 <b>及び1月間の所定労働日数</b> の4分の3以上である場合は、厚生年金保険の被保険者となる。	25/7/9
解説冊子 155	厚年法〔問2〕肢B	B 適用事業所に使用される学校教育法に規定する学生は、その者の1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3以上である場合は、厚生年金保険の被保険者となる。	B 適用事業所に使用される学校教育法に規定する学生は、その者の1週間の所定労働時間 <b>及び1月間の所定労働日数</b> が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間 <b>及び1月間の所定労働日数</b> の4分の3以上である場合は、厚生年金保険の被保険者となる。	25/7/9